

改正後

（免許申請書の添付書類）

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～十（略）

十一 当該免許申請に係る保険が第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは第五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同条第五項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であつて、元受保険契約（保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第三十三条第三項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項第八号において同じ。）に係るすべての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。）の保険契約（保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一条第七号、第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三、第一百八条第一項第六号、第一百七十九条第一項第七号並びに第二百四十三条において同じ。）を含む場合にあつては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十二（略）

2・3（略）

（非社員契約）

第三十三条（略）

現行

（免許申請書の添付書類）

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～十（略）

十一 当該免許申請に係る保険が法第三条第四項第二号又は同条第五項第二号に規定する保険（以下この条、第十一条第七号、第五十三条、第五十九条の二、第八十七条、第一百八条、第一百六十二条、第七十九号及び第二百四十三条において「第三分野保険」という。）の保険契約（保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一条第七号、第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三、第一百八条第一項第六号、第一百七十九条第一項第七号並びに第二百四十三条において同じ。）を含む場合にあつては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十二（略）

2・3（略）

（非社員契約）

第三十三条（略）

2 (略)

3 相互会社が保険者となる保険契約に係る第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加算した金額の第三号に掲げる額に第四号に掲げる額を加算した金額に対する割合は、百分の二十を超えてはならない。

一 元受保険契約のうち非社員契約であるものに係る保険料の総額

二 四 (略)

4 6 (略)

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 資本金又は基金等の額(純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。)、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百十一条の五十九において同じ。))の科目に計上した金額、法第百十一条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額を(以下略)

二 (略)

三 第六十九条第一項第三号又は第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額

三の二 第七十条第一項第一号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則(昭和四十一年大蔵省令第三十五号)第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)(以下略)

2 (略)

3 相互会社が保険者となる保険契約に係る第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加算した金額の第三号に掲げる額に第四号に掲げる額を加算した金額に対する割合は、百分の二十を超えてはならない。

一 元受保険契約(保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。以下この項及び第五十三条第一項第八号において同じ。)(のうち非社員契約であるものに係る保険料の総額

二 四 (略)

4 6 (略)

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(保険会社である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百十一条の五十九において同じ。))の科目に計上した金額、法第百十一条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

二 (略)

三 第六十九条第一項第三号若しくは第七十条第一項第二号の二の危険準備金又は同項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則(昭和四十一年大蔵省令第三十五号)第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)(以下略)

(新設)

四〇七 (略)

2 (略)

(外国損害保険会社等の責任準備金)

第五十一条 外国損害保険会社等は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条(責任保険の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項(定義)に規定する地震保険契約に係る責任準備金(第四項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。)の積立てについては、この限りでない。

一〇四 (略)

二〇六 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一〇二 (略)

三 第五十条第一項第三号又は第五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額

三〇二 第五十一条第一項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)の額

四〇七 (略)

2 (略)

四〇七 (略)

2 (略)

(外国損害保険会社等の責任準備金)

第五十一条 外国損害保険会社等は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条(責任保険の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項(定義)に規定する地震保険契約に係る責任準備金(次項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。)の積立てについては、この限りでない。

一〇四 (略)

二〇六 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一〇二 (略)

三 第五十条第一項第三号若しくは第五十一条第一項第二号の二の危険準備金又は同項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)の額

(新設)

四〇七 (略)

2 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

- 一・二 (略)
- 三 第二百五十条第一項第三号又は第二百五十一条第一項第二号の危険準備金の額

三〇二 第二百五十一条第一項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)の額

- 四七 (整)
- 二・三 (整)

別表(第五十九条の二第一項第三号二関係(生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人))

- (略)
- (契約の締結時期が2006年度以降の契約について)
- (略)
- (記載上の注意)
1. 2. (略)

(責任準備金残高の内訳について)

(単位：百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合計
残高					

(記載上の注意)

保険料積立金、未経過保険料、払戻積立金及び危険準備金については、生命保険会社にあつては第六十九条第一項各号に規定する額を、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあつては第二百五十条第一項各号に規定する額を記載すること。

(健全性の基準に用いる供託金等)

第九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

- 一・二 (略)
- 三 第二百五十条第一項第三号若しくは第二百五十一条第一項第二号の危険準備金又は同項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)の額
(新設)

- 四七 (整)
- 二・三 (整)

別表(第五十九条の二第一項第三号二関係(生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人))

- (略)
- (契約の締結時期が2006年度以降の契約について)
- (略)
- (記載上の注意)
1. 2. (略)
- (新設)

別表（第五十九条の二第一項第三号二関係（損害保険会社、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人））

（単位：百万円）

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
…保険その他の保険						
計						

（記載上の注意）

1. （略）
2. 普通責任準備金、異常危険準備金、危険準備金、払戻積立金及び契約者配当準備金等については、損害保険会社にあつては第七十条第一項第一号から第四号までに規定する額を、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては第五十一条第一項第一号から第四号までに規定する額を記載すること。
3. （略）

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（保険会社））

項目	記載する事項
----	--------

別表（第五十九条の二第一項第三号二関係（損害保険会社、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人））

（単位：百万円）

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
…保険その他の保険					
計					

（記載上の注意）

1. （略）
2. 普通責任準備金、異常危険準備金、払戻積立金及び契約者配当準備金等については、損害保険会社にあつては第七十条第一項第一号から第四号までに規定する額を、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては第五十一条第一項第一号から第四号までに規定する額を記載すること。
3. （略）

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（生命保険会社））

項目	記載する事項
----	--------

法第百三十条第一号に係る細目	<p>一～三 (略)</p> <p>三の二 損害保険会社において、<u>第八十六条第一項第三号の二に規定する額</u></p> <p>四～六 (略)</p> <p>六の二 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第一号に規定する額</u></p> <p>七～九 (略)</p>
法第百三十条第一号に係る細目	<p>一 第八十七条第一号に規定する額（損害保険会社においては、平成八年大蔵省告示第五十号第二條第一項第二号に規定する額を除く。）</p> <p>二の二 <u>第八十七条第一号の二に規定する額</u></p> <p>三 (略)</p> <p>三の二 生命保険会社においては、<u>第八十七条第二号の二に規定する額</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 <u>損害保険会社においては、平成八年大蔵省告示第五十号第二條第一項第二号に規定する額</u></p>

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（外国保険会社等））

項目	記載する事項
----	--------

法第百三十条第一号に係る細目	<p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七～九 (略)</p>
法第百三十条第一号に係る細目	<p>一 第八十七条第一号に規定する額</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>二の二 <u>第八十七条第二号の二に規定する額</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>(新設)</p>

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（外国生命保険会社等））

項目	記載する事項
----	--------

目 法第二百二条第一号に係る細	<p>一～三 (略)</p> <p>三の二 外国損害保険会社等にあつては、<u>第六十一条第一項第三号の二に規定する額</u></p> <p>四～六 (略)</p> <p>六の二 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第一号に規定する額</u></p> <p>六の三 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第五号に規定する額</u></p> <p>七～九 (略)</p>
法第二百二条第一号に係る細目	<p>一 第六十二条第一号に規定する額（<u>外国損害保険会社等にあつては、平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額を除く。</u>）</p> <p>二の二 <u>第六十二条第一号の二に規定する額</u></p> <p>二 (略)</p> <p>二の二 <u>外国生命保険会社等にあつては、第六十二条第二号の二に規定する額</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 <u>外国損害保険会社等にあつては、平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額</u></p>

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（免許特定法人））

項目	記載する事項
----	--------

目 法第二百二条第一号に係る細	<p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>七～九 (略)</p>
法第二百二条第一号に係る細目	<p>一 第六十二条第一号に規定する額</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>二の二 <u>第六十二条第二号の二に規定する額</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>(新設)</p>

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））

項目	記載する事項
----	--------

<p>法第二百二十八条第一号に係る細目</p> <p>一～三 (略)</p> <p>三の二 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、<u>第九十条第一項第三号の二に規定する額</u></p> <p>四～六 (略)</p> <p>六の二 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第一号に規定する額</u></p> <p>六の三 <u>平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第五号に規定する額</u></p> <p>七～九 (略)</p>	<p>法第二百二十八条第一号に係る細目</p> <p>一 第六十二条第一号に規定する額（<u>特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、平成八年大蔵省告示第五十号第二項第二号に規定する額を除く。</u>）</p> <p>一の二 <u>第六十二条第一号の二に規定する額</u></p> <p>二 (略)</p> <p>二の二 <u>特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第六十二条第二号の二に規定する額</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 <u>特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、平成八年大蔵省告示第五十号第二項第二号に規定する額</u></p>
--	--

(削る)

<p>法第二百二十八条第一号に係る細目</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>七～九 (略)</p>	<p>法第二百二十八条第一号に係る細目</p> <p>一 第六十二条第一号に規定する額</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>二の二 <u>第六十二条第二号の二に規定する額</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

別表（第五十九条の二第一項第五号も関係（損害保険会社））

項目	記載する事項
----	--------

<p>法第百三十条第一号に係る細目</p> <p>二 第八十六条第一項第一号に規定する額 三 第八十六条第一項第二号に規定する額 四 第八十六条第一項第三号に規定する額 五 第八十六条第一項第四号に規定する額 六 第八十六条第一項第五号に規定する額 七 第八十六条第一項第六号に規定する額 八 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項までの規定により第八十六条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 九 平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額 一〇 法第百三十条第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のもの合計額</p>	<p>（削る）</p>
<p>法第百三十条第二号に係る細目</p> <p>二 第八十七条第一号に規定する額（平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額を除く。） 三 第八十七条第二号に規定する額 四 第八十七条第三号に規定する額 五 第八十七条第四号に規定する額 六 平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額</p>	<p>（削る）</p>
<p>別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（外国損害保険会社等））</p>	
<p>項目</p>	<p>記載する事項</p>

法第二百一十二条第一号に係る細目	<p>二 第六十一条第一項第一号に規定する額</p> <p>三 第六十一条第一項第二号に規定する額</p> <p>四 第六十一条第一項第三号に規定する額</p> <p>五 第六十一条第一項第四号に規定する額</p> <p>六 第六十一条第一項第五号に規定する額</p> <p>七 第六十一条第一項第六号に規定する額</p> <p>八 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項までの規定により第六十一条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額</p> <p>九 平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額</p> <p>十 法第二百一十二条第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額</p>
------------------	---

法第二百一十二条第二号に係る細目	<p>一 第六十二条第一号に規定する額（平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額を除く。）</p> <p>二 第六十二条第二号に規定する額</p> <p>三 第六十二条第三号に規定する額</p> <p>四 第六十二条第四号に規定する額</p> <p>五 平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額</p>
------------------	---

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人））

項目	記載する事項
----	--------

（削る）

<p>法第二百二十八条第一号に係る細目</p> <p>二 第九十条第一項第一号に規定する額 三 第九十条第一項第二号に規定する額 四 第九十条第一項第三号に規定する額 五 第九十条第一項第四号に規定する額 六 第九十条第一項第五号に規定する額 七 第九十条第一項第六号に規定する額 八 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項までの規定により第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 九 平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額 十 法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額</p>	<p>法第二百二十八条第二号に係る細目</p> <p>二 第六十二条第一号に規定する額（平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に規定する額を除く。） 三 第六十二条第二号に規定する額 四 第六十二条第三号に規定する額 五 第六十二条第四号に規定する額 六 平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に規定する額</p>
--	---